

定例教育委員会

議

案

議案第26号

坂井市教育委員会教育総務課所管補助金等交付要綱の一部改正について

坂井市教育委員会教育総務課所管補助金等交付要綱の一部改正について、次のとおり承認を求める。

平成30年3月12日提出

坂井市教育委員会

教育長 川 元 利 夫

坂井市教育委員会教育総務課所管補助金等交付要綱の一部を改正する要綱

平成30年 月 日  
坂井市教育委員会告示第 号

坂井市教育委員会教育総務課所管補助金等交付要綱（平成20年坂井市教育委員会告示第7号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「及び幼稚園」を削る。

附 則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

坂井市教育委員会教育総務課所管補助金等交付要綱(平成20年坂井市教育委員会告示第7号)新旧対照表

改正案(新)		現行(旧)					
別表第1(第2条関係)		別表第1(第2条関係)					
整理番号	補助金等の名称	補助金等の交付目的	補助事業者	補助事業の経費の範囲	補助率等	支払区分	
1	坂井市教育研究会事業補助金	市内の小中学校の教育活動を推進するために行う教育研究会事業を支援し、教育活動の推進を図ることを目的とする。	略	略	略	略	
2	略	略	略	略	略	略	
3	略	略	略	略	略	略	
4	略	略	略	略	略	略	
1	坂井市教育研究会事業補助金	市内の小中学校及び幼稚園の教育活動を推進するために行う教育研究会事業を支援し、教育活動の推進を図ることを目的とする。	略	略	略	略	
2	略	略	略	略	略	略	
3	略	略	略	略	略	略	
4	略	略	略	略	略	略	

議案第 27 号

坂井市立小学校及び中学校の管理規則の一部改正について

坂井市立小学校及び中学校の管理規則の一部改正について、次のとおり承認を求める。

平成 30 年 3 月 12 日提出

坂井市教育委員会

教育長 川 元 利 夫

坂井市立小学校及び中学校の管理規則の一部を改正する規則

平成30年 月 日  
坂井市教育委員会規則第 号

坂井市立小学校及び中学校の管理規則（平成18年坂井市教育委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

第23条及び第24条第1項中「第29条」を「第29条第1項」に改める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

坂井市立小学校及び中学校の管理規則(平成18年坂井市教育委員会規則第15号)新旧対照表

改正案 (新)	現行 (旧)
<p>(学期)                      第23条 学校教育法施行令(昭和28年政令第340号。以下「政令」という。)  <u>第29条第1項</u>の規定による学期は、次の3学期とする。                      (1)～(3) (略)                      (休業日)                      第24条 政令<u>第29条第1項</u>の規定による休業日は、次のとおりとする。                      (1)～(5) (略)                      2・3 (略)</p>	<p>(学期)                      第23条 学校教育法施行令(昭和28年政令第340号。以下「政令」という。)  <u>第29条</u>の規定による学期は、次の3学期とする。                      (1)～(3) (略)                      (休業日)                      第24条 政令<u>第29条</u>の規定による休業日は、次のとおりとする。                      (1)～(5) (略)                      2・3 (略)</p>

議案第28号

坂井市教育委員会学校教育課所管補助金等交付要綱の一部改正について

坂井市教育委員会学校教育課所管補助金等交付要綱の一部改正について、次のとおり承認を求める。

平成30年3月12日提出

坂井市教育委員会

教育長 川 元 利 夫

坂井市教育委員会学校教育課所管補助金等交付要綱の一部を改正する要綱

平成30年 月 日  
坂井市教育委員会告示第 号

坂井市教育委員会学校教育課所管補助金等交付要綱（平成20年坂井市教育委員会告示第8号）の一部を次のように改正する。

別表第1の3の項補助金等の交付目的の欄中「福井大学大学院教育学研究科教職開発専攻」を「福井大学大学院福井大学・奈良女子大学・岐阜聖徳学園大学連合教職開発研究科教職開発専攻」に、「の入学に要する経費」を「が負担する授業料」に改め、同項補助事業経費の範囲の欄中「入学に要する経費のうち入学料」を「初年度授業料のうち前期分」に改める。

別表第2の3の項中「入学料」を「授業料」に改める。

附 則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

坂井市教育委員会学校教育課所管補助金等交付要綱(平成20年坂井市教育委員会告示第8号)新旧対照表

改正案(新)		現行(旧)				
別表第1(第2条関係)		別表第1(第2条関係)				
整理番号	補助金等の名称	補助金の交付目的	補助事業者	補助事業経費の範囲	補助率等	支払区分
1	坂井市通学バス建設事業費補助金	市立小学校及び中学校に、バスを利用して通学する児童・生徒の安全を確保するため、区(町内会・自治会)が設置する通学バスの整備に要する経費について補助金を交付する。	区(町内会・自治会)	通学バス停の新築、改築又は改修に要する経費	次に掲げるとおり ただし、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。 (1) 新設又は改築については、当該経費の1/2以内とし、500,000円を限度とする。 (2) 改修については、当該経費の1/2以内とし、300,000円を限度とする。	精算

2	坂井市 通学支 援事業 費補助 金	市立幼稚園、 小学校及び 中学校の通 園・通学に係 る保護者負 担の格差の 是正及び公 平性の確保 を図ること を目的とし て、公共交 通機関を利用 する園児、 児童、小学 生及び 通学 を間接 補助事 業者と する。	別に定 める幼 稚園、小 学校及び 中学校 の園児、 児童及 び生徒の 保護者。た だし、同じ 月に兄弟 姉妹が利用 する場合は、 2人目以降 は補助対象 費の額とす る。	公共交通機関の 定期乗車券又は 回数券の購入に 要する経費	補助対象経費から、 概算 1月当たり片道の場 合は800円、往復の 場合は1,600円を差 し引いた額とする。
3	坂井市 教職大 学院入 学助成 金	教員として の専門的力 量向上のため に福井大 学大学院教 育院に入学し た市立 小中 学	教職大 学院に 入学し た市立 小中 学	教職大学院の 入 学に要する経費 のうち入学科 の授業料	補助対象経費の1/ 2以内とし、予算の 範囲内とする。ただ し、1,000円未満の 端数が生じたとき

	は、これを切り捨てる。		は、これを切り捨てる。			は、これを切り捨てる。																																																			
	は、これを切り捨てる。		は、これを切り捨てる。			は、これを切り捨てる。																																																			
井大学・奈良校の教員	女子大学・岐	卓聖徳学園	大学連合教	職開発研究	科教職開発	専攻(以下	「教職大学	院」という。)	で学ぶ教員	が負担する	授業料	の一部を助成	することに	より、市立小	中学校に勤	務する教員	の進学を促	し、資質の向	上を図ると	ともに、教職	大学院との	連携による	質の高い学																																		
育学研究科	教職開発専	攻				(以下	「教職大学	院」という。)	で学ぶ教員	の入学に要	する経費の	一部を助成	することに	より、市立小	中学校に勤	務する教員	の進学を促	し、資質の向	上を図ると	ともに、教職	大学院との	連携による	質の高い学																																		

	<p>校教育の実現を図ることを目的とする。</p>	<p>坂井市通学バス運営支援事業費補助金</p>	<p>冬期間における市内小学校及び中学校の通学に係るスクールバスの運行について、市が運行を行うスクールバス対象地区及び対象地区以外を含めて、保護者代表者が利用者の拡大を図ることを目的に運営事業者へ通学バスとして委</p>	<p>小学校及び中学校のPTAの保護者を代表者とする。市が運行を行うスクールバス対象地区及び対象地区以外を含めて、保護者代表者が利用者の拡大を図ることを目的に運営事業者へ通学バスとして委</p>	<p>冬期間に小学校及び中学校の通学において、スクールバス運行対象地区に</p>	<p>補助対象経費から次の各号に掲げる金額を差し引いた額とする。ただし、兄弟姉妹が小学生又は中学生の場合</p>	<p>概算払い</p>
4	<p>坂井市通学バス運営支援事業費補助金</p>	<p>冬期間における市内小学校及び中学校の通学に係るスクールバスの運行について、市が運行を行うスクールバス対象地区及び対象地区以外を含めて、保護者代表者が利用者の拡大を図ることを目的に運営事業者へ通学バスとして委</p>	<p>小学校及び中学校のPTAの保護者を代表者とする。市が運行を行うスクールバス対象地区及び対象地区以外を含めて、保護者代表者が利用者の拡大を図ることを目的に運営事業者へ通学バスとして委</p>	<p>冬期間に小学校及び中学校の通学において、スクールバス運行対象地区に</p>	<p>補助対象経費から次の各号に掲げる金額を差し引いた額とする。ただし、兄弟姉妹が小学生又は中学生の場合</p>	<p>概算払い</p>	

託契約する 場合、市が利 用する児童 生徒へ通学 バス運行に 要する経費 について補 助金を交付 する。	400円に利用する 月数を乗じて得 た金額とし、利用 生徒すべての額 を合計した金額
------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------

別表第2(第3条、第5条関係)

整理番号	補助金等の名称	補助金等交付申請書に添付すべき書類の名称	補助事業実績報告書の提出期限	補助事業実績報告書に添付すべき書類の名称
1	坂井市通学バス停建設事業費補助金	(1) 事業実施計画書 (2) 収支予算書 (3) その他市長が必要と認める書類	事業完了後速やかに	(1) 事業実施報告書 (2) 収支決算書 (3) その他市長が必要と認める書類
2	坂井市通学支援事業費補助金	(1) 事業実施計画書 (2) 収支予算書	事業完了後速やかに	(1) 事業実績報告書 (2) 収支決算書

託契約する 場合、市が利 用する児童 生徒へ通学 バス運行に 要する経費 について補 助金を交付 する。	400円に利用する 月数を乗じて得 た金額とし、利用 生徒すべての額 を合計した金額
------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------

別表第2(第3条、第5条関係)

整理番号	補助金等の名称	補助金等交付申請書に添付すべき書類の名称	補助事業実績報告書の提出期限	補助事業実績報告書に添付すべき書類の名称
1	坂井市通学バス停建設事業費補助金	(1) 事業実施計画書 (2) 収支予算書 (3) その他市長が必要と認める書類	事業完了後速やかに	(1) 事業実施報告書 (2) 収支決算書 (3) その他市長が必要と認める書類
2	坂井市通学支援事業費補助金	(1) 事業実施計画書 (2) 収支予算書	事業完了後速やかに	(1) 事業実績報告書 (2) 収支決算書

	(3) 補助対象者 名簿 (4) その他市長 必要と認める書 類	(3) その他市長 が必要と認める 書類		
3	坂井市教職大学院入 学助成金	(1) 学生証の写 し (2) その他市長 が必要と認める 書類	交付決定後 速やかに	(1) <b>入学生料</b> の領 収書の写し (2) その他市長 が必要と認める 書類
4	坂井市通学バス運行 支援事業費補助金	(1) 事業実施計 画書 (2) 収支予算書 (3) 補助対象者 名簿 (4) その他市長 が必要と認める 書類	事業完了後 速やかに	(1) 事業実績報 告書 (2) 収支決算書 (3) 委託契約書 の写し (4) その他市長 が必要と認める 書類
	(3) 補助対象者 名簿 (4) その他市長 必要と認める書 類	(3) その他市長 が必要と認める 書類		
3	坂井市教職大学院入 学助成金	(1) <b>授業料</b> の領 収書の写し (2) その他市長 が必要と認める 書類	交付決定後 速やかに	(1) 事業実績報 告書 (2) 収支決算書 (3) 委託契約書 の写し (4) その他市長 が必要と認める 書類
4	坂井市通学バス運行 支援事業費補助金	(1) 事業実施計 画書 (2) 収支予算書 (3) 補助対象者 名簿 (4) その他市長 が必要と認める 書類	事業完了後 速やかに	(1) 事業実績報 告書 (2) 収支決算書 (3) 委託契約書 の写し (4) その他市長 が必要と認める 書類

議案第29号

坂井市教育委員会生涯学習スポーツ課所管補助金等交付要綱の  
一部改正について

坂井市教育委員会生涯学習スポーツ課所管補助金等交付要綱の一部改  
正について、次のとおり承認を求める。

平成30年3月12日提出

坂井市教育委員会

教育長 川 元 利 夫

坂井市教育委員会生涯学習スポーツ課所管補助金等交付要綱の一部を改正する要綱

平成30年 月 日  
坂井市教育委員会告示第 号

坂井市教育委員会生涯学習スポーツ課所管補助金等交付要綱（平成20年坂井市教育委員会告示第9号）の一部を次のように改正する。

別表第1の3の項中「社団法人日本ボーイスカウト福井連盟坂井第5団及び第6団、社団法人ガールスカウト日本連盟福井県支部福井県第17団育成会及び第20団三国海洋少年団」を「日本ボーイスカウト福井連盟坂井第5団及び第6団、一般社団法人ガールスカウト福井県連盟第17団及び第20団並びに三国海洋少年団」に改め、「70,000円」の次に「を限度とし、予算に定める額の範囲内」を加え、同表10の項中「坂井市体育協会運営補助金」を「坂井市スポーツ協会運営補助金」に、「活動する体育協会」を「活動するスポーツ協会」に、「財団法人坂井市体育協会」を「公益財団法人坂井市スポーツ協会」に改め、同表12の項中「チーム名に「坂井」を冠し、当市」を「地域に根差したスポーツチームで、市内」に改め、同表14の項を削る。

別表第2の14の項を削る。

附 則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

坂井市教育委員会生涯学習スポーツ課所管補助金等交付要綱(平成20年坂井市教育委員会告示第9号)新旧対照表

改正案(新)		現行(旧)				
別表第1(第2条関係)		別表第1(第2条関係)				
整理番号	補助金等の名称	補助金等の交付の目的	補助事業者	補助事業の経費の範囲	補助率等	支払区分
1	(略)					
2	(略)					
3	青少年育成団体運営補助金	青少年の健全育成を図るために活動する青少年育成団体の運営及び活動に対して支援し、青少年の健全育成の推進を図ることを目的とする。	<u>日本ボイスカウト</u> <u>福井連盟</u> <u>坂井</u> <u>第5団及び第6団、一般社団法人ガールスカウト</u> <u>福井連盟</u> <u>第17団及び第20団</u>	運営及び事業に要する経費	補助対象経費の10/10以内とし、1団体につき70,000円を限度とし、予算に定める額の範囲内とする。ただし、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。	概算 1 私
3	青少年育成団体運営補助金	青少年の健全育成を図るために活動する青少年育成団体の運営及び活動に対して支援し、青少年の健全育成の推進を図ることを目的とする。	<u>社団法人日本ボイスカウト</u> <u>福井連盟</u> <u>坂井</u> <u>第5団及び第6団、社団法人ガールスカウト</u> <u>日本連盟</u> <u>福井県支部</u> <u>福井県</u>	運営及び事業に要する経費	補助対象経費の10/10以内とし、1団体につき70,000円を限度とし、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。	概算 1 私



11 (略)	坂井市 地域密 着型ト ップス ポーツ チーム 支援事 業補助 金	チーム名に「坂井」を冠し、当市を拠点に活動しており、全国規模のリーグで活動しているスポーツチーム、又は全国規模のリーグ入りを目指し北信越規模のリーグで活動しているスポーツチームの活動事業に対して支援し、地域に密着したスポーツの振興と青少年の健全育成に貢献することを目的とする。	スポーツチームの活動事業に要する経費	補助対象経費の1/3以内とし、予算内の範囲とする。ただし、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。	概算
12	坂井市 地域密 着型ト ップス ポーツ チーム 支援事 業補助 金	地域に根差したスポーツチームで、市内を拠点に活動しており、全国規模のリーグで活動しているスポーツチーム、又は全国規模のリーグ入りを目指し北信越規模のリーグで活動しているスポーツチームの活動事業に対して支援し、地域に密着したスポーツの振興と青少年の健全育成に貢献することを目的とする。	スポーツチームの活動事業に要する経費	補助対象経費の1/3以内とし、予算内の範囲とする。ただし、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。	概算
13 (略)					

14 坂井市 コミュニティ センター 助成事業 費補助金(青 少年健全育 成助成事業)	青少年の健全育成に資するため、スポーツ・レクリエーション活動や文化・学習活動に関する事業及びその他コミュニティ活動のイベントに関する事業等、主として親子で参加するソフト事業に対して補助することを目的とする。	財団法人自治総合センターが制定したコミュニティ助成事業実施要綱第4の2の規定による。	財団法人自治総合センターが制定したコミュニティ助成事業実施要綱第6の規定による。	財団法人自治総合センターが制定したコミュニティ助成事業実施要綱第5の規定による。	概算
---------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------	------------------------------------------	------------------------------------------	----

別表第2(第3条、第5条関係)

整理番号	補助金等の名称	補助金等交付申請書に添付すべき書類の名称	補助事業実績報告書の提出期限	補助事業実績報告書に添付すべき書類の名称
1 (略)				
2 (略)				
3 (略)				

4	(略)						
5	(略)						
6	(略)						
7	(略)						
8	(略)						
9	(略)						
10	(略)						
11	(略)						
12	(略)						
13	(略)						
14	坂井市コミュニティ 助成事業費補助金 (青少年健全育成助 成事業)	財団法人自治 総合センター が必要と認め る書類	事業完了後 速やかに	財団法人自治総合 センターが必要と 認める書類			

議案第3.0号

坂井市全国スポーツ大会激励金支給要綱の改正について

坂井市全国スポーツ大会激励金支給要綱の改正について、次のとおり承認を求める。

平成30年3月12日提出

坂井市教育委員会

教育長 川 元 利 夫

○坂井市全国スポーツ大会出場激励金支給要綱

平成18年3月20日  
教育委員会告示第28号

(趣旨)

第1条 この告示は、全国スポーツ大会に出場し、競技スポーツの向上のため支給する激励金に関し、必要な事項を定めるものとする。

(支給対象等)

第2条 激励金の支給の対象は、次に掲げる者とし、大会要綱等で規定する申込書等に記載されていなければならない。

- (1) 国又は国際レベル(以下「全国大会等」という。)の各種競技協会及び競技団体が主催するスポーツ大会に出場する個人又は団体で坂井市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が認めた者
- (2) 前号の規定にかかわらず教育委員会が特に認めた者
- 2 前項に規定する個人は、坂井市に在住する者であること。ただし、学生の場合で坂井市に住所が無い者のうち、家族が坂井市在住である場合は対象とする。
- 3 第1項に規定する団体は、活動の拠点が坂井市内にあること。
- 4 県又はこれに準ずる区域を越える規模の予選会又は選考会を経ずに選抜又は推薦により全国大会等に出場する場合は、支給の対象とならない。ただし、教育委員会が特に認める場合は、この限りでない。

(激励金の額)

第3条 激励金の額は、別表に掲げる額とする。ただし、教育委員会が特に認めた場合は、この限りでない。

附 則

この告示は、平成18年3月20日から施行する。

附 則(平成20年教育委員会告示第13号)

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成27年教育委員会告示第9号)

この告示は、平成27年5月19日から施行する。

別表 (第3条関係)

区 分		激励金額
国際規模の 大会	世界大会規模の大会 (オリンピック大会含む)	1人 50,000円
	アジア大会規模の大会	1人 30,000円
全国規模の 大会	国民体育大会	1人 10,000円
	その他の大会	一般 1人 8,000円 高校生以下 1人 5,000円
	選抜高等学校野球大会	1校 500,000円
	全国高等学校野球選手権大会 全国高校サッカー選手権大会	(ベスト4進出時同額を追加) ただし、個人激励金は支給しない。

## 坂井市スポーツ大会出場激励金支給要綱

平成30年 月 日  
坂井市教育委員会告示第 号

坂井市全国スポーツ大会出場激励金支給要綱（平成18年坂井市教育委員会告示第28号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この告示は、全国規模以上のスポーツ大会に出場する選手に対し、スポーツの振興と競技力の向上を図るため支給する激励金に関し、必要な事項を定めるものとする。

（支給対象者等）

第2条 激励金の支給の対象となる者（以下「支給対象者」という。）は、市内に住所を有する個人とし、次に掲げるいずれかの大会に出場するものとする。ただし、市内に住所を有しない学生（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校に在籍する者）で、かつ、保護者が市内に住所を有しているときは、支給対象者とすることができる。

（1）国内の予選等を経て出場する国際規模のスポーツ大会又は県若しくはこれに準ずる区域を超える規模の予選等を経て出場する国若しくは国際規模の各種競技協会及び競技団体が主催するスポーツ大会（以下「スポーツ大会等」という。）。ただし、公益財団法人日本中学校体育連盟が主催する全国中学生体育大会を除く。

（2）坂井市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が特に必要と認めたスポーツ大会

2 市内の高等学校が次の各号のいずれかの大会に出場するときは、当該高等学校に支給するものとする。この場合において、前項の支給対象者に激励金を支給しないものとする。

（1）選抜高等学校野球大会

（2）全国高等学校野球選手権大会

（3）全国高等学校サッカー選手権大会

（激励金の額）

第3条 激励金の額は、別表に掲げる大会の区分に応じ、同表に定める額とする。ただし、教育委員会が特に認めた場合は、この限りでない。

（交付申請等）

第4条 激励金の支給を受けようとする者は、第2条に規定するスポーツ大会等が開催される30日前までに、坂井市スポーツ大会激励金交付申請書（別記様式）に次に掲げる書類を添えて、教育委員会に申請しなければならない。ただし、教育委員会が特に認めた場合は、この限りでない。

（1）予選大会開催要項

- (2) 予選大会出場結果
- (3) スポーツ大会等開催要項
- (4) スポーツ大会等出場者参加申込書（写し）
- (5) その他教育委員会が必要と認める書類

2 教育委員会は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、激励金を支給するものとする。

（その他）

第5条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

区 分		激励金の額
国際規模の大会	世界大会規模の大会	1人 50,000円
	アジア大会規模の大会	1人 30,000円
全国規模の大会	国民体育大会	1人 10,000円
	その他の大会	一般 1人 8,000円 高校生以下 1人 5,000円
	選抜高等学校野球大会 全国高等学校野球選手権大会 全国高等学校サッカー選手権大会	1校 500,000円 (ベスト4進出時同額を追加)

別記様式（第4条関係）

議案第31号

坂井市スポーツ推進委員の承認について

坂井市スポーツ推進委員について、次のとおり承認を求める。

平成30年3月12日提出

坂井市教育委員会

教育長 川 元 利 夫

議案第32号

坂井市教育委員会文化課所管補助金等交付要綱の一部改正について

坂井市教育委員会文化課所管補助金等交付要綱の一部改正について、次のとおり承認を求める。

平成30年3月12日提出

坂井市教育委員会

教育長 川 元 利 夫

坂井市教育委員会文化課所管補助金等交付要綱の一部を改正する要綱

平成30年 月 日  
坂井市教育委員会告示第 号

坂井市教育委員会文化課所管補助金等交付要綱（平成20年坂井市教育委員会告示第10号）の一部を次のように改正する。

別表第1（第2条関係）に次のように加える。

6	公益財団法人坂井市文化振興事業団運営補助金	公益財団法人坂井市文化振興事業団の運営及び活動を支援し、文化活動の推進を図ることを目的とする。	公益財団法人坂井市文化振興事業団	次に掲げる事業に要する経費 (1) 法人管理運営事業（人件費） (2) 子どもミュージカル事業	次に掲げるとおりとする。 (1) 法人管理運営事業 補助対象経費の10/10以内とし、予算の範囲内とする。 (2) 子どもミュージカル事業 補助対象経費の1/2以内とし、1,000,000円を限度とする。ただし、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。	概算 払
---	-----------------------	-------------------------------------------------	------------------	-------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------

別表第2（第3条、第5条関係）に次のように加える。

6	公益財団法人坂井市文化振興事業団運営補助金	(1) 事業計画書 (2) 収支予算書 (3) その他市長が必要と認める書類	事業完了後速やかに	(1) 事業報告書 (2) 収支決算書 (3) その他市長が必要と認める書類
---	-----------------------	----------------------------------------------	-----------	----------------------------------------------

附 則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

新旧対照表 坂井市教育委員会文化課所管補助金等交付要綱(平成20年坂井市教育委員会告示第10号)

改正案 (新)

現行 (旧)

別表第1 (第2条関係)

整理番号	補助金等の名称	補助金等の交付の目的	補助事業者	補助事業の範囲	補助率等	支払区分
1	略	略	略	略	略	略
2	略	略	略	略	略	略
3	略	略	略	略	略	略
4	略	略	略	略	略	略
5	略	略	略	略	略	略
6	公益財団法人坂井市文化振興事業団運営補助金	公益財団法人坂井市文化振興事業団の運営及び活動の支援し、文化活動の推進を図ることを目的とする。	公益財団法人坂井市文化振興事業団	次に掲げる事業に要する経費 (1) 法人管理運営事業 (2) 子どもミユール事業	次に掲げるとおりとする。 (1) 法人管理運営事業 補助対象経費の10/10以内とし、予算の範囲内とする。 (2) 子どもミユール事業 一 デジタル事業 補助対象経費の1/2以内とし、1,000,000円を限度とする。 ただし、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。	概算払

別表第1 (第2条関係)

整理番号	補助金等の名称	補助金等の交付の目的	補助事業者	補助事業の範囲	補助率等	支払区分
1	略	略	略	略	略	略
2	略	略	略	略	略	略
3	略	略	略	略	略	略
4	略	略	略	略	略	略
5	略	略	略	略	略	略

改正案 (新)

現行 (旧)

別表第2(第3条, 5条関係)

別表第2(第3条, 5条関係)

整理番号	補助金等の名称	補助金等交付申請書に添付すべき書類の名称	補助事業実績報告書の提出期限	補助事業実績報告書に添付すべき書類の名称
1	略	略	略	略
2	略	略	略	略
3	略	略	略	略
4	略	略	略	略
5	略	略	略	略
6	公益財団法人坂井市文化振興事業団運営補助金	(1) 事業計画書 (2) 収支予算書 (3) その他市長が必要と認める書類	事業完了後速やかに	(1) 事業報告書 (2) 収支決算書 (3) その他市長が必要と認める書類

整理番号	補助金等の名称	補助金等交付申請書に添付すべき書類の名称	補助事業実績報告書の提出期限	補助事業実績報告書に添付すべき書類の名称
1	略	略	略	略
2	略	略	略	略
3	略	略	略	略
4	略	略	略	略
5	略	略	略	略

議案第 33 号

坂井市文化財保護審議会委員の承認について

坂井市文化財保護審議会委員について、次のとおり承認を求める。

平成 30 年 3 月 12 日提出

坂井市教育委員会

教育長 川 元 利 夫

議案第34号

坂井市文化未来会議委員の承認について

坂井市文化未来会議委員について、次のとおり承認を求める。

平成30年3月12日提出

坂井市教育委員会

教育長 川 元 利 夫

議案第35号

就学指定校の変更許可について

就学指定校の変更許可について、次のとおり承認を求める。

平成30年3月12日提出

坂井市教育委員会

教育長 川 元 利 夫